

～ 基幹統計の点検及び今後の対応 ～

平成31年 1月30日
石田議員提出資料

点検結果及び今後の対応

< 点検の概要 >

「毎月勤労統計」における不適切事案を受け、各府省において点検を実施し、総務省において結果をとりまとめ。具体的には、56の基幹統計に関し、調査対象の選定方法(全数調査 / 抽出調査の別、抽出率、報告者数 等)や、その他不適切な事案について各府省から報告を求めた。

< 点検結果 > (1/24公表)

承認された計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題のある事案はなかった。

このほか、以下の報告があった。(以下の複数項目に重複して該当する統計あり)

- ・事業者の誤記載により一部誤った結果数値を公表しており訂正が必要(1統計)
- ・計画上の集計事項の中に集計、公表されていない事項(9統計)
- ・都道府県の抽出方法が細部において国が示したものと相違(1統計)
- ・その他手続等の問題(16統計)

これらについては、調査結果の訂正等、必要な対応が行われる。

上記の点検の後、厚生労働省から、「賃金構造基本統計」に関し、調査票の配布・回収等について、承認された計画とは異なる方法であった等の追加報告があった(1/28公表)。

(23統計、のべ34件)



今後の対応

- さらなる信頼回復に向けて、統計委員会に新たに「点検検証部会」を設置し、基幹統計に加えて一般統計についても、再発防止、統計の品質向上を目指した検証を行っていく。

參考資料

統計改革の経緯

- **経済財政諮問会議**（H27年10月）
“経済情勢を的確に把握するためには、GDPを推計するもとなる基礎統計の充実に努める必要”
- **統計改革の基本方針**（H28年12月）
GDPの改善などの取組と、「統計改革推進会議」の設置を決定



- **統計改革推進会議「最終取りまとめ」**（H29年5月）（議長：内閣官房長官）
今後の統計改革の具体的方針を取りまとめ



- **公的統計基本計画**（H30年3月 閣議決定）（1年前倒し改定）
経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備、SUT体系への移行、生産物分類の整備 等
- **統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律**（H30年6月1日公布）
統計委員会の機能強化、調査票情報の利用促進 等
- **政府全体を通じた統計人材の確保・育成方針**
（H30年4月 統計委員会・EBPM推進委員会了承）
- **平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議**（H30年7月 統計委員会）

経緯及び点検方法

平成31年 1月24日
公表資料
「基幹統計の点検及び今後の対応について」

参考資料 2

経緯

毎月勤労統計における不適切事案を受けて、各府省において点検を実施し、総務省において結果をとりまとめた。

対 象：基幹統計(56)

点検項目：毎月勤労統計の事案を踏まえ、以下の項目について調査

- ・調査対象の選定方法(全数調査/抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数等)について、総務大臣が承認した調査計画や対外的な説明のとおり行われているか。抽出調査においては、必要な復元推計が行われているか。

集計プログラムにおける 復元処理の点検を含む

- ・加工統計(6)について、総務大臣に通知された作成方法で行われているか

このほか、各府省において把握した不適切な事案について報告を求めた。

点検方法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施し、総務省がその結果をとりまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等

(内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

点検結果及び今後の対応

点検結果

- 毎月勤労統計のように、承認された計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題のある事案はなかった。
 - このほか、以下の報告があった。
 - ・事業者の誤記載により一部誤った結果数値を公表しており訂正が必要(1統計)
 - ・計画上の集計事項の中に集計、公表されていない事項(9統計)
 - ・都道府県の抽出方法が細部において国が示したものと相違(1統計)
 - ・その他手続等の問題(16統計)
- これらについては、調査結果の訂正等、必要な対応が行われる。



今後の対応

- 今後については、さらなる信頼回復に向けて、統計委員会に新たな専門部会(仮称)を設置して、基幹統計に加えて一般統計についても、再発防止、統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請

点検結果及び今後の対応

○結果数値の訂正が必要なもの

統計名	概要及び今後の対応
建設工事統計 (国土交通省)	<p>【概要】 平成30年12月27日の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)の結果(平成30年11月分)公表後、外部から「施工高」及び「手持ち工事高」が他の月と比べて大きな数値となっているとの指摘を受け、国土交通省において精査を行ったところ、事業者からの報告内容に誤記載があり、公表値が実態よりも大きい値で公表されていることが判明した。更に確認したところ、他の7事業者についても誤記載などが判明。</p> <p>【今後の対応】 正確な値を確認した上で訂正して公表する。</p>

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

統計名	概要及び今後の対応
住宅・土地統計、経済構造統計、 全国消費実態統計(総務省) 法人企業統計(財務省) 学校教員統計(文部科学省) 毎月勤労統計(厚生労働省) 建築着工統計、鉄道車両等生産 動態統計(国土交通省) 経済産業省企業活動基本統計 (経済産業省)	<p>【概要】 集計・公表が行われなかった事項 住宅・土地統計(都市計画地域区分・市区町村別)、経済構造統計(本所所在地・会社以外の法人等別)、全国消費実態統計(耐久消費財普及率・取得時期別)、法人企業統計(損害保険業の公表事項のうち配当率、配当性向、内部留保率(年次別調査))、学校教員統計(教員個人調査)、毎月勤労統計(産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数)、建築着工統計(用途別、構造別、大都市別表等)、鉄道車両等生産動態統計(車種別改造・修理総計)、経済産業省企業活動基本統計(社外取締役の有無)</p> <p>【今後の対応】 計画変更により対応済みもしくは集計事項の必要性を再検討し、集計事項の取扱いを決定する。公表については、速やかに実施。</p>

点検結果及び今後の対応

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違していたもの

統計名	概要及び今後の対応
建築着工統計 (国土交通省)	<p>【概要】 一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた(抽出の出発番号や抽出間隔が異なる等)。</p> <p>【今後の対応】 当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示する。</p>

○その他手続等の問題があるもの

問題と今後の対応	統計名
計画変更手続 の未実施	1 統計 ・商業動態統計(経済産業省)
告示が未修正	1 統計 ・建築着工統計(国土交通省)
公表期日の遅延	14 統計 ・学校教員統計、社会教育統計(文部科学省) ・薬事工業生産動態統計、医療施設統計、患者統計(厚生労働省) ・牛乳乳製品統計、農業経営統計(農林水産省) ・経済産業省企業活動基本統計(経済産業省) ・建築着工統計、自動車輸送統計、港湾統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計、法人土地・建物基本統計(国土交通省)
公表方法の変更	4 統計 ・ガス事業生産動態統計(経済産業省) ・自動車輸送統計、港湾統計、造船造機統計(国土交通省)

[参考] 基幹統計(56)の一覧

府省名	基幹統計名	府省名	基幹統計名	
内閣府	・国民経済計算(注1)	農林水産省	・農林業構造統計	
総務省	・国勢統計		・牛乳乳製品統計	
	・住宅・土地統計		・作物統計	
	・労働力統計		・海面漁業生産統計	
	・小売物価統計		・漁業構造統計	
	・家計統計		・木材統計	
	・個人企業経済統計		・農業経営統計	
	・科学技術研究統計		・工業統計	
	・地方公務員給与実態統計		・経済産業省生産動態統計	
	・就業構造基本統計		・商業統計	
	・全国消費実態統計		・ガス事業生産動態統計	
	・社会生活基本統計		・石油製品需給動態統計	
	・経済構造統計(注2)		・商業動態統計	
	・産業連関表(注1)(注3)		・特定サービス産業実態統計	
・人口推計(注1)	・経済産業省特定業種石油等消費統計			
財務省	・法人企業統計	経済産業省	・経済産業省企業活動基本統計	
国税庁	・民間給与実態統計		・鉱工業指数(注1)	
文部科学省	・学校基本統計		国土交通省	・港湾統計
	・学校保健統計			・造船造機統計
	・学校教員統計			・建築着工統計
	・社会教育統計			・鉄道車両等生産動態統計
厚生労働省	・人口動態統計			・建設工事統計
	・毎月勤労統計			・船員労働統計
	・薬事工業生産動態統計			・自動車輸送統計
	・医療施設統計			・内航船舶輸送統計
	・患者統計			・法人土地・建物基本統計
	・賃金構造基本統計			
	・国民生活基礎統計			
	・生命表(注1)			
	・社会保障費用統計(注1)			

(注1)基幹統計のうち、「統計調査以外の方法により作成する統計」(いわゆる加工統計)に該当する。(計6統計)

(注2)経済構造統計は、総務省及び経済産業省の共管である。

(注3)産業連関表は、総務省の外、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省も作成者となっている。

○賃金構造基本統計

	概 要	今後の対応
調査票の配布・回収方法	総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともにほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	今後、平成31年度の調査実施に向け、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善を実施
報告を求める期間	調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	
調査対象の範囲	調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業，飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー，キャバレー，ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	